

1. 障害程度等級表

級別	肝臓機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

2. 障害程度等級解説

(1) **等級表1級**に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア Child-Pugh 分類（注）の合計点数が 7 点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- イ 次の項目（a～j）のうち、5 項目以上が認められるもの。
- a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/dl 以上
 - b 血中アンモニア濃度が 150 µg/dl 以上
 - c 血小板数が 50,000/mm³ 以下
 - d 原発性肝がん治療の既往
 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
 - f 胃食道静脈瘤治療の既往
 - g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
 - h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある
 - i 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある
 - j 有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある

(2) **等級表2級**に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア Child-Pugh 分類（注）の合計点数が 7 点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。

イ (1) イの項目（a～j）のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。

(3) **等級表3級**に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア Child-Pugh 分類（注）の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。

イ (1) イの項目（a～j）のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。

- (4) 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア Child-Pugh 分類（注）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連續して2回以上続くもの。
- イ （1）イの項目（a～j）のうち、1項目以上が認められるもの。
- (5) 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

(注) Child-Pugh (チャイルド・ピュー) 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（I・II）	昏睡（III以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0～3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

3. 障害程度の認定について

- (1) 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。
- (2) 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。
- (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診療録への記載に努めること。
- (4) 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。
- (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るために、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれたい。
- (6) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。